

木製家具製造業における死亡災害事例（1999-2021年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2019	9	0 ～ 2	被災者は、自動化された装置にて板材の穴あけ加工に従事していたが、板材をローラーコンベヤーに自動的に供給する材料投入機に頭部を挟まれた状態で発見された。	167	7	100 ～ 299
2018	10	22 ～ 23	被災者は、国外での出張業務を終え、空港から社用車で事業場に向かっていった。国道を北上中、対向車線を走行中の10tトラックが無理な追越しを行ったため、被災者の車と正面衝突したものの。	221	17	100 ～ 299
2015	11	15 ～ 16	工場内で、テーブル用の天板部材を製造する工程のうち、板材（24枚／組）を解体機（板材をテーブルリフターへ搬送する（載せる）為の機械）工程にて、解体機の爪部に載せられた板材が、テーブルリフターに搬送された際に1枚の板が解体機内に落下した為、被災者は解体機を停止させずに解体機内に立ち入り板材を拾おうとしたところ、稼働してきた解体機の爪部の根元と解体機本体の水平材との間に頭部を挟まれた（但し目撃者無）	229	7	30 ～ 49
2011	5	17 ～ 18	被災者は、工場内においてNCルータを用いた木材の加工作業に従事中、機械周囲に飛散した木くずの清掃作業のため、同機械を稼働させたまま安全柵の扉を開けフレーム付近に近づいたところ、移動してきたテーブルとフレームに挟まれ、肺挫傷にて死亡したものの。同機械には、危険箇所の周囲に安全柵が設けられているが、同柵の扉に設置されているセーフティドアスイッチが無効となっていた。	135	7	30 ～ 49

2008	4	10 ～ 11	被災者は、エレベーター（積載荷重0.75t）の搬器が下降中に昇降路出入口の戸の上方に生じた開口部から入ったため、下降中であった搬器の上部枠と昇降路の出入口の戸との間に身体がはさまれて死亡した。	214	7	～ 49	30
2007	5	9 ～ 10	住宅用木製キャビネットの板材加工機械（NCボーリングマシン）を用いた板材加工作業中に、機械上部の穴あけ機部分がスライド降下してきたことにより、台座との間にはさまれた。	134	7	～ 99	50
2004	10	18 ～ 19	昇降盤で、製品となるテーブル用の天板の外周の面の加工作業中に、材が反ぱつして、被災者に当たった。	131	4	～ 49	30
2003	5	15 ～ 16	工場の屋根に設置したサイロに、木材を加工する際に発生するオガクズを集積したところ、サイロの調子が悪くてオガクズが吹き出すので屋根にたまったオガクズを清掃しているときに、スレート葺き屋根を踏み抜いて4m下のコンクリート床に墜落した。	415	1	～ 49	30
2002	10	17 ～ 18	軽乗用自動車で塗装工場に向かうため農道を走行中、前方を走行中の農業用トラクターに追突した。	231	17	1～ 9	1～ 9
2000	4	11 ～ 12	木工機械(パネルソー：全高2.95m)の上部にあるスプロケットの調整作業を見ていた者が墜落した。	131	1	～ 49	30
2000	3	8 ～ 9	傾斜盤で作業中、板(45×25×0.8cm)が反発し、跳ね返った板で腹部を打たれた。	131	4	1～ 9	1～ 9
1999	3	11 ～ 12	タンス天板の研削準備作業で、試運転のためスイッチを入れたところ、回転を始めた刃が「当て板」を引っ掛けたため「当て板」が腹部にあたった。	135	6	～ 29	10

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_30.htmlに戻る。